

消火器の規格等が改正されました！

近年発生している老朽化消火器の破裂事故を受け、消火器の標準的な使用期限や廃棄時の連絡先等、安全上の注意事項等について、消火器の表示ラベルに関する規格が改正されました。

1 規格の改正点

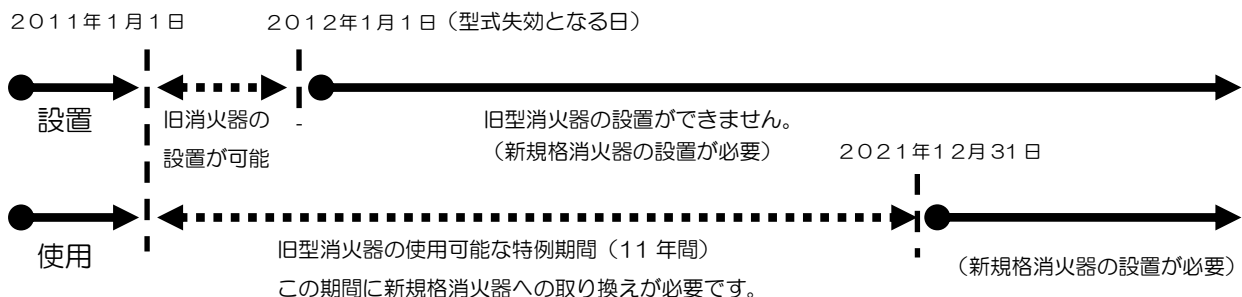
表示ラベルの整備

- 1、一般消火器と住宅用消火器の区別
 - 2、加圧式消火器、蓄圧式消火器の区別
 - 3、設計上設定される使用期限（概ね10年）
 - 4、廃棄時の連絡先
 - 5、消火器が適応する火災の絵表示
- その他数点の表示が変更しました。



2 規格の改正による型式失効

2011年1月から、消火器の表示ラベルの規格が変更になり、2010年以前に製造された消火器（旧型消火器）は2012年1月に型式失効（規格に適合しなくなる）となります。なお、一定の期間に限り旧型消火器を設置し、使用することができます。期間については次のとおりです。



3 点検基準の改正

- ・消火器（蓄圧式）の機器点検の開始時期が3年から5年に変更しました。
- ・2011年4月1日から、製造後10年を経過したものは耐圧性能点検（水圧検査）が必要になりました。（裏面参考資料）

4 リサイクルシールの有料化

2011年1月1日から、リサイクルシールの有料化が本格始動しました。消火器購入時には500円のリサイクル料金が含まれています。なお、リサイクルの有効期限は、購入後10年間です。



5 お勧め事項

- ・蓄圧式消火器の購入をお勧めします。
「破裂事故を起こしたのは、加圧式の消火器がほとんどです。」（裏面参考資料）
- ・10年毎の更新をお勧めします。
「10年経過後3年毎に実施する耐圧性能点検に費用が掛かります。設計使用期限・リサイクルの有効期限は10年です。」

